

薬食機参発1219第3号
平成26年12月19日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省大臣官房参事官
(医療機器・再生医療等製品審査管理担当)
(公 印 省 略)

希少疾病用医療機器の指定について

薬事法（昭和35年法律第145号）第77条の2第1項の規定に基づき、希少疾病用医療機器が下記のとおり指定されましたので、通知します。

記

指定番号	(26機)第27号
医療機器の名称	輪部支持型ハードコンタクトレンズCS-100
予定される使用目的、 効能又は効果	重症多形滲出性紅斑（ステューブンス・ジョンソン症候群、中毒性表皮壊死症）の眼後遺症の視力補正及び症状緩和
申請者の氏名又は名称	株式会社サンコンタクトレンズ